

協働、住民自治を推進する仕組み

【基本原則】

- 協働によること。
- 市民等は、一人一人が自分や自分たちに関することを自らの責任において取り組む意識を持ち、公共の福祉の増進に向けて、主体的に取り組むこと。

【危機管理体制の確立】

- 議会および執行機関は、市民の生命、身体および財産を守るため、市民等および関係機関と連携し、災害などに対する危機管理体制の確立に努めなければならないものとします。
- 市民は、自らの生命、身体および財産を守るため、日ごろから安全確保に努めるとともに、市民相互の連携・協力体制の充実を図るよう努めるものとします。

【市民力等の推進】

- 執行機関は、市民力、学生力および地域力を高める取り組みを後押しし、主体性の向上を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。
- ①市民力および学生力を発揮して取り組むまちづくりを行うものに対し、その円滑な実施のために必要な援助をするように努めること。
- ②地域活動への協力、さまざまな情報提供等を行う職員を各地域へ配置するなど、地域との情報の共有化を図ること。

【具体的な取り組み】

市民参加型まちづくり1%システム支援事業

この事業は、個人市民税の1%相当額を財源に、市民自らが企画立案し実践するまちづくりに係る経費の一部を支援する、公募型の補助金制度です。
※昨年度の支援事業は57事業。

町会やNPOをはじめとする市民活動団体などが、自らの地域を考え、実践することにより、地域課題の解決や地域の活性化につながる活動を財政支援し、「市民力」による魅力あふれるまちづくりの推進を図るものです。



エリア担当制度

代表的な地域活動の主体である町会活動に、地域を担当する職員（エリア担当職員）を配置し、地域課題の解決に向けて助言や協力、情報提供を行うなど、地域と行政とのパイプ役となって支援しています。

「みんなが主役、みんなのチカラでまちづくり」

- 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、市民力の向上に努め、地域において安全安心に暮らしていけるように自らがその環境づくりに取り組むよう努めること。
- 学生は、特性を生かした新鮮味のある提案、実践をするなど、学生力を発揮するよう努めること。
- 子どもは、まちづくりに参加する権利、およびまちの愛着心、主体的に考える力を育む機会を与えられる権利を有するとともに、まちづくりに関わり、経験を積むこと。

まちづくりを進めていく上で、「協働」「住民自治」「情報共有」「参加・環境づくり」の4つを基本原則として定めています。

まちづくりを担う主体は、個々人を指す「市民」「学生」「子ども」、組織や団体、合議制の機関を指す「コミュニティ（町会やNPOなど）」「事業者」「議会」「執行機関」の7つとし、これら各主体のまちづくりにおける役割について定めています。

- 地域コミュニティ（町会など）は、担い手の育成に努め、その組織、活動の充実を図り、それらを継承していくこと。
- テーマコミュニティ（NPO など）は、団体相互の連携に配慮するとともに、専門性を生かした取り組みをすること。
- 事業者は、まちづくりの重要な担い手として、一層の社会貢献に努めるとともに、安心して暮らせるまちをつくる役割を担うこと。また、従業員がまちづくりに参加しやすい環境づくりに配慮すること。

市民等の役割

議会の役割

- 議会は、審議・議決機関としての機能を果たすとともに、法令等に基づき行うことができる行為を有効に活用すること。また、市民等に対して、議会の活動内容に関する情報を積極的に提供し、説明責任を果たすこと。
- 議員は、まち全体の発展を考え、そのための活動をする。また、政策の提案および議案の提出を行うことや、議案への賛否を明らかにし、その理由を説明すること。
- 議会事務局の職員は、議会の役割が全うされるよう全力を挙げて職務を遂行する役割を担うものとする。

執行機関の役割

- 市民の生命、身体および財産を守るとともに、福祉の向上を図ること。
- 法令、条例等を遵守し、およびこの条例の基本理念等を十分に認識し誠実公正に事務を管理し、および執行すること。
- 市民等のまちづくりを支援すること。
- 市民にとって分かりやすい組織とすること。
- 執行機関の職員は、まちづくりにおいて、執行機関の方針、この条例の基本理念等を十分に認識し、忠実かつ着実に職務を遂行するとともに、市民の立場に立って、懇切丁寧に職務を遂行する役割を担うものとする。

条例の制定に至るまでの経過・取り組み

弘前市協働によるまちづくり基本条例は、平成24年6月の市民検討委員会の設置から検討が始まり、同市民検討委員会での審議を中心に、庁内プロジェクトチームでの会議、議会への報告や議会・市民・庁内からの意見聴取手続き、そして、議会の審議を経て制定されました。

■平成24年6月18日

学識経験者や各種団体の代表者、公募市民など12人による検討委員会では、条例に盛り込むべき項目やその内容等について、検討しました。



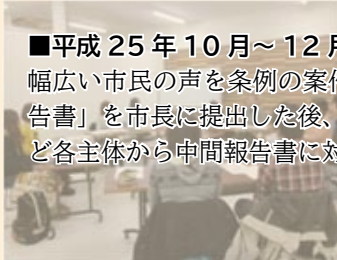
■平成25年7月24日

検討委員会では、第23回会議までの審議結果を自治基本条例に関する事項（答申）中間報告書としてまとめ、市長へ提出しました。



■平成25年10月～12月

幅広い市民の声を条例の案作りに反映させるため、「中間報告書」を市長に提出した後、学生やコミュニティ、事業者など各主体から中間報告書に対する意見聴取を行いました。



■平成26年9月2日

検討委員会における33回にわたる会議を経て取りまとめた答申を市長に提出しました。



情報共有の仕組み

【基本原則】

議会および執行機関は、市民等の知る権利を補償するとともに、市民参加を促進するため、積極的に情報公開および情報提供を行い、全ての主体がまちづくりの情報を共有できるように努めなければならないこと。

【説明責任】

議会および執行機関は、行政運営の透明性の向上を図るため、各種計画、財政、条例等の内容および決定に至る過程について、市民に理解されるように分かりやすく説明しなければならないものとします。

【情報公開】

議会および執行機関は、説明責任を全うするとともに、他の主体との信頼関係を深めるため、別に定めるところにより、その保有する情報の一層の公開を図るものとします。

【情報提供】

議会および執行機関は、情報提供をするに当たり、新しい媒体の活用を検討する姿勢を継続するとともに、分かりやすく、かつ、効果的な方法および内容で行わなければならないものとします。

【情報共有】

議会および執行機関は、市民等と情報共有を図るため、市以外の者から収集した公益的な情報を広く市民等に提供するものとします。

参加・環境づくりの仕組み

【基本原則】

- 市民等は、それぞれの環境に応じ、主体的にまちづくりに参加するように努めること。
- 議会および執行機関は、まちづくりに参加する機会を設けるとともに、それに参加しやすい環境づくりに努めること。
- 執行機関は、必要に応じ、市民等が主体的にまちづくりに参加するための支援を行うこと。

【市の総合計画策定、事業評価等への市民参加】

執行機関は、総合計画の策定、政策や施策等の評価に当たっては、市民参加を求めるものとします。

【意見聴取手続】

執行機関は、重要な施策を決定するに当たっては、その過程において広く市民の意見を聴取し、その結果を公表します。

【市の附属機関への参加】

執行機関は、附属機関の委員を選定するに当たっては、市民参加と公平性に配慮しながら、広く適任者を選任するものとします。

■平成26年10月～12月

検討委員会の答申を踏まえ、条例素案の一部を修正した条例素案（改訂版）に対する意見聴取を実施。
○議員全員協議会での意見聴取（6件）／パブリックコメントの実施（12件）／庁内意見照会（5件）

■平成27年3月19日

市議会で条例案が可決。

■平成27年4月1日

弘前市協働によるまちづくり基本条例が施行。